

平成23年第1回上里町議会定例会会議録第2号

平成23年3月4日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第1号)上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第2号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第3号)上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第4号)上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第5号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第6号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第7号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第8号)上里町道路線の廃止について
- 日程第14 (町長提出議案第9号)上里町道路線の認定について
- 日程第15 (町長提出議案第10号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 (町長提出議案第11号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 (町長提出議案第12号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 (町長提出議案第13号)本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第19 (町長提出議案第14号)平成22年度上里町一般会計補正予算(第4号)について

出席議員（13人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	吉田雅幸君	下水課長	豊田昇君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
中央公民館長	柴崎久男君	図書館長	澁澤秀実君
老人福祉センター所長	関根信夫君	会計管理者	戸矢三樹男君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 次長 須田孝史

開 議

午後1時30分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第1号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第6、町長提出議案第1号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いしたいと思います。

初めに、提案理由でございます。

平成23年度から、埼玉県屋外広告物条例に基づき許可事務が埼玉県から上里町に権限移譲されることに伴い、屋外広告物許可手数料を徴収するため、本議案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

事務移譲によりまして、埼玉県屋外広告物条例第6条に基づきまして、屋外広告物の許可の事務を上里町が行うことになりました。この許可申請の際に、第2条第1項第42号のイからカの広告塔、広告板、立て看板などの広告物の種類や表示面積等に応じて手数料を徴収することになるため、上里町事務手数料条例に屋外広告物許可手数料を加えるものであります。

なお、手数料の額につきましては、埼玉県屋外広告物条例第22条に定める額と同額であります。

附則といたしまして、施行期日は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 県から町に権限移譲ということで今回このような条例の一部改正ということなんですけれども、屋外広告物は町内でも多数見受けられるんですが、そもそも県の条例に基づいてちゃんと適正に今まで申請されてきているのかなとすごく疑問に感じているんですね。一般的に言うと、看板屋さんが頼まれて看板を立ててそのまま、それで県のほうから申請してくださいよというふうに看板屋さんに指導があるという話は聞いておりますが、今回町に権限が移譲されますとこの条例にかかってくるものがどのくらいあるんだとか、どのくらいちゃんと適正に処理されているんだとかがわかったら答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） この条例につきましては県から23年度から町のほうに移譲になるわけですが、今年度については県土整備事務所のほうで対応しておりました。1年に約20件ほど申請があるようでございます。ただし、議員さんから言われましたとおり、中にはそういった許可を得ないで不法に張り紙等をする、そういうことも見受けられるわけでございますけれども、これにつきましては、屋外広告物の撤去条例に基づきましてこちらのほうで撤去している状況です。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 23年度から権限が移譲されるということですので、せっかく歳入増につながるということだと思っておりますけれども、しっかりと指導をしていただきまして、適正な申請がなされるように努めていただければと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第2号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第2号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

緊急の少子化対策として平成22年度までの暫定措置とされておりました出産育児一時金の支給額が平成23年4月より恒久化されることに伴いまして所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

第7条第1項において、出産育児一時金として「35万円」を支給するとあるのを「39万円」に改めるものでございます。

附則でありますけれども、施行期日は平成23年4月1日から施行し、経過措置として、改正後の上里町国民健康保険条例第7条第1項の規定は平成23年4月1日以後の出産について適用し、同日前の出産につきましては従前の例によるものとしたものでございます。

緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月までの間に出産したときに支給する出産育児一時金につきましては、暫定的に4万円加算され39万円となっておりますけれども、平成23年4月から恒久化されることが決まりました。

なお、引き上げ額の4万円の財源措置につきましては、4万円の4分の1の1万円が国庫補助金として交付をされ、残り3万円につきましては、3分の2の2万円が地方財政措置として交付税算入され、一般会計から繰り入れをし、残り3分の1は国民健康保険税より負担をいたします。

以上をもちまして、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、もう既に21年10月から23年3月までは39万円ということで暫定的にやってきましたので、今回これが提案されまして23年4月からは恒久的な措置となるということでもありますけれども、今現在、出産されている方には39万円が支給されて、そのままもう39万円ということで理解していいんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） そのようなことでよろしいと思います。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第3号 上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第3号 上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由ですが、公共下水道が平成22年4月1日に供用開始したことに伴いまして、下水道事業審議会の所掌事務、組織及び委員の任期を改正いたしたく御提案いたしたものでございます。

それでは、条文の内容について御説明を申し上げます。

初めに、第2条「所掌事務」の条文中、「次に掲げる事項について」を「公共下水道に関する重要事項を」に改めるとともに、同条第1号を削るものであります。

次に、第3条第2項の委嘱及び委員構成を改めるものであります。既存の第2項の条文では、委員の構成及びそれぞれの委員の人数が委嘱または任命されておりましたが、下水道の供用開始をしたことに伴いまして、これまでの下水道事業予定区域内の行政区の代表者を公共下水道の使用者及び公共下水道の使用に関する企業を代表する者にしたこと、並びに、町長から任命されていた町の職員を削除したことであります。

また、同条に第1項を加えたことにつきましては、これまでの委員の任期は2年でありましたが、町長からの諮問に係る審議が終了するまでの期間としたものでございます。

第4条「委員の任期」でございますけれども、第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、この一部改正の施行は本年4月1日とするものであります。

以上、上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第4号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第4号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由ですが、平成21年6月の議会定例会におきまして御提案いたしました上里町下水道条例等の議決を賜りました以降、同規則並びに要綱等を創設し、平成22年4月に供用を開始し、受益者への下水道接続促進をしてきたところでございます。

今回の改正につきましては、条例中の文言の整理及び浴場営業用の排除量の金額等を改正いたしたく御提案いたしましたものでございます。

条文の概要でございますが、初めに、第4条 「排水設備の接続方法及び内径等」第3号中の勾配の「配水管」が「配る」となっておりましたが、「排する」に改めるものでございます。字句の文言の整理でございます。

また、第21条 「使用料の算定方法」の料金表中、浴場営業用の排除量1立方メートルにつき「50円」と定めたおりましたが、県に納付する公共下水道維持管理負担金を考慮いたしまして「80円」に改め、また、同表備考中の「一般公衆浴場」の下に「及びその他公衆浴場」を加えるものでございます。

なお、この一部改正は公布の日とし、第21条の浴場営業用の項を改める改正規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、上里町下水道条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 公衆浴場及びその他の公衆浴場とありますけれども、上里町にはそういう該当というんでしょうか、対象のところが何件あるんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 対象となる施設はあるのかという御質問でございますけれども、現在下水道使用者の中で対象とする施設はございません。今後、浴場を有し下水道を接続する可能性があるということで申し上げますと、一つは上里ゴルフ場、もう一つは七本木地内でございますスポーツ施設の浴場、そういうものが想定をされます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第12 町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第11、町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例

条例の一部を改正する条例についての件、日程第12、町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第5号から議案第7号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例措置を継続いたしたく、本案を提出するものでございます。

円高や海外経済の減速による景気の下振れリスク等によって我が国も大変厳しい経済情勢にございまして、市町においてもその影響が町税の減収となってあらわれております。こうした厳しい財政状況を踏まえ、改めて効率的な行財政運営を図るため行政改革推進の継続が求められております。

平成17年度から特例条例によりまして、町長及び副町長の給与を20%、教育長の給与を15%とし、それぞれ削減することについて、その期間をさらに1年延長するものでございます。

改正概要、条文の概要について御説明をいたします。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めるものでございます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

続きまして、議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、厳しい行財政環境を勘案いたしまして、行財政改革の推

進、財政負担軽減のために、上里町議会の議員の費用弁償等及び上里町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償等に関する特例措置を継続いたしたく、本案を提出するものでございます。

先ほど町長、副町長及び教育長の給与削減で申し上げましたとおり、町においても大変厳しい財政状況にございまして、行政改革推進のため、平成18年から実施しております議員及び非常勤特別職の費用弁償の支給停止について、さらに1年を延長するものでございます。

改正概要、条文の内容でございますが、第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例措置の一部改正でございます。附則第2項中、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。附則第2項中、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

続きまして、議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のために、上里町一般職職員等の旅費の特例措置を継続いたしたく、本案を提案するものでございます。

議案第5号及び議案第6号で申し上げたとおり、一般職等職員が出張した際の旅費のうち日当についての支給停止をさらに1年延長するものでございます。

改正概要、条文の概要でございますが、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の附則第3項で規定しております失効期限について、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

提案申し上げました議案第5号、第6号、第7号につきまして慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） それぞれ財政が厳しいということで今まで減額してきたことをさらに延ばすという内容であると思いますけれども、それぞれの条例について、この減額や費用弁償の廃止を1年間延ばすことでどのぐらいの財政的なメリットがあるのか。

あと、議案第6号につきましては、上里町特別職の職員で非常勤の方という、この非常勤の方の対象人数をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） まず、町長、副町長、教育長の給与の特例に関する節減効果でございますけれども、平成17年度から平成21年度ということで約3,276万円、平成22年度については615万8,000円ということでございます。議員の費用弁償の支給停止の節減の効果額でございますけれども、平成18年度から平成21年度までで352万8,000円でございます。非常勤特別職の費用弁償の支給停止に伴う節減の効果でございますけれども、18年から21年度までで2,661万6,000円でございます。

特別職の人数等については、後で担当課長のほうから御説明申し上げます。

旅費日当の支給の停止の関係につきましては、平成18年度から21年度までで1,300万円程度でございます。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 非常勤特別職の人数ということでございますけれども、平成22年度予算の給与費明細書の中に本年度のその他の特別職ということで人数が記載されてございます。この中で915人分を非常勤特別職の報酬として予算計上しているところでございます。

今回、非常勤特別職の費用弁償に該当するということになりますと、この中から年報酬の方、日額報酬の方がそれぞれ費用弁償として出る対象者となるわけでございますけれども、大変恐縮でございますが、そこまでの集計はちょっと私どもではしてございませんので、実際の支給停止になる人数については、こちらで手持ちのほうでまだ集計等をしていないという状況でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第8号 上里町道路線の廃止について

日程第14 町長提出議案第9号 上里町道路線の認定について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、町長提出議案第8号 上里町道路線の廃止についての件、日程第14、町長提出議案第9号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第8号及び議案第9号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第8号 上里町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、土地改良事業により旧道路敷が基盤整備された道路について、上里町道路線の廃止をいたしたく、本案を提出するものでございます。

改正概要、条文の概要でございますが、上里町道路線の廃止につきましては、路線数21路線、総延長1,399.4メートルが土地改良事業の施行により廃止されるものであり、詳細につきましてはお手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして上里町道路線の廃止についての提案及び内容説明といたします。

続きまして、議案第9号 上里町道路線の認定についての説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、開発行為に伴う道路位置指定の寄附、土地改良事業により基盤整備された道路につきまして、上里町道路線の認定をいたしたく、本案を提出するものでございます。

改正概要、条文の概要でございますが、上里町道路線の認定につきましては、路線数14路線、総延長1,149.7メートルが道路位置指定の寄附、土地改良事業により整備されたものであり、詳細につきましてはお手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして上里町道路線の認定についての提案及び内容といたします。

議案第8号、第9号につきまして慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第9号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第10号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第16 町長提出議案第11号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第17 町長提出議案第12号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第10号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第16、町長提出議案第11号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第17、町長提出議案第12号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第10号から議案第12号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第10号、議案第11号、議案第12号の上里町公の施設の指定管理者の指定について、一括して御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町勤労者総合文化センター、上里町老人福祉センター、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場を指定管理者による管理を行うため、指定管理者を指定いたしたく、本案を提案するものでございます。

提案内容について御説明を申し上げます。

議案第10号の上里町勤労者総合文化センターの管理の関係でございますが、上里町勤労者総合文化センターにつきましては、平成21年4月から2年間を指定期間として指定管理者による管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間満了を迎えることとなります。引き続き指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、指定期間を2年間に定め、平成23年度から平成24年度までの指定管理者の指定を行うものであります。

勤労者総合文化センターにつきましては今回で6回目の指定となります。施設の性格、規模、

機能を考慮いたしまして、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第5条第1項の規定によりまして、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定では、町が出資しております財団法人上里町勤労文化協会を候補予定者といたしまして、これまでの管理運営の実績などを踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

次に、上里町老人福祉センターにつきましては、平成21年4月より指定管理者であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末に指定期間が満了となります。引き続き指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、平成23年度から24年度までの2年間の指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待されることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定では、公共的団体であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会を候補予定者といたしまして、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

次に、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場につきましては、平成21年4月より指定管理者であります財団法人上里町勤労文化協会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間の満了を迎えるものであります。

引き続き指定管理者による管理運営を安定的で継続的な実施を図るため、23年度から24年度までの指定管理者の指定を行うものであります。

神保原駅東駐車場及び神保原駅北自転車駐車場は、神保原駅北口に位置し、駅広場を挟んで東西に設置されております。一体的に管理することで利用者手續の利便性や管理コストの低減が期待できることから、指定対象施設を一本化いたしまして指定するものであります。

この施設の指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定に基づきまして、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

町が出資する財団法人上里町勤労文化協会を候補予定者といたしまして、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするもの

でございます。慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

5 番納谷議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 議案第10号及び議案第12号なんですけれども、この指定管理先の財団法人ですけれども、財団法人と公益法人制度改革の関係でお伺いしますが、この財団法人も公益法人制度改革に該当するのか、該当するのであれば公益なのか一般的なのかというところがまず1点目です。

それから、議案第10号になりますけれども、施設の性格、規模、機能の効力、設置目的を効果的に達成するため地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できるということでしたけれども、過去5回指定管理ということで指定をいたしまして、どのような効果があったのかということが2点目でございます。

3点目は、毎回決算審査の中で、指定先である財団法人上里町勤労文化協会の問題が出ます。そもそもなぜ公募によらない指定管理にするのかと。決算の中で出る意見は、あそこにいるプロパー職員の生活の保障じゃないのかというような意見が聞かれますが、その件について、何回も議論が出るところだと思えますけれども、どのようにお考えなのか。

以上3点お願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 財団法人勤労文化協会の公益法人化の内容でございますけれども、御存じのように公益法人の改革がございまして、平成25年12月までが移行期間ということでございまして、法人のほうでもいろいろと検討しているようでございます。内容といたしましては、一般か公益か、そして組織の中で理事会とか評議委員会とか大きく変わるわけでございますので、そういう意味での公益化に向けてメリット・デメリットを検証しながら、25年12月までには方向性を出したいということで財団法人勤労文化協会の中で検討しているようでございます。

次に、公募によらない、プロパー云々の生活保障というようなお話もございましたけれども、皆さん御存じのように、当初、勤労文化協会については、町が全額を出資いたしまして、当時の雇用促進事業団が建設した勤労者総合文化福祉センターの管理運営を行うという目的で設立をされたものでございます。いろいろな流れの中で16年度に施設が町に売却をされまして、現

在、指定管理者として管理運営を行っておるものでございます。そういう中で、長年のノウハウ等も当然持っているわけでございますので、そういう意味で財団としてのノウハウがあるということで、公の施設の公募によらない候補者ということでここ数年お願いをしているところでございます。

議会の中でも、決算審査とかいろいろな中で御意見等があることは承知をしているところでございますけれども、公益法人の改革を25年12月までにしなければいけないということで、この文化協会はどのような法人としてこれから進めていくかというのが一つでございます。もう一つは、町内の他の公共施設、文化施設の内容、この辺との調整も当然課題として挙げられておりますし、この出資法人のあり方、そういうものも大きく課題として今挙がってきているわけでございます。

今回、2年間公募によらない指定管理という形で御提案申し上げたところでございますけれども、そういった課題をここ1年程度である程度内容を検討する中で、2年後についてはある程度方向を定めながら、また議会の皆さんともいろいろと意見交換をする中で、この指定管理のあり方については調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です 期待できる事業効果の具体的なところの部分でもう少し御説明をいただきたいと思うんですね。というのは、今手元に平成21年3月定例会の議事録があるんですけども、提案理由が3本とも全く同じものを、回数と何年何月というのを変えているだけなんですね。毎回同じ文言で議案上程をされて、提案理由を説明されて、その中でどんな効果が期待できるのか具体的に述べられたことはいまだにないんです。過去5回指定管理をしているわけですから、当然ここに出ている施設の性格、規模、機能の効力、それから設置目的を効果的に達成するために地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できると毎回言っているわけですから、具体的にどのような事業効果があったのかということをお尋ねしているわけでございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

町長（高野正道君） 具体的な事業効果があったかどうかということでございますけれども、提案理由につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり前回とそれほど変わっていない内容でございますけれども、その中でこの財団法人勤労文化協会に公の施設の管理者として委託をしてどのような効果があったかということでございますけれども、具体的にすぐに申し上げることはなかなか難しいわけでございますけれども、やはり一つは、この勤労文化協会は長年、

上里町の中で文化または芸術等々の振興に寄与してきたと。

その中でプロパーの職員も、地域の実情ですとかまた住民とのいろいろなつながり、そういうものを受けながら地域の住民の方の御意見を聞いたり、また勤労文化協会の中でいろいろとボランティア等で活躍をしていただいている皆さんや、そしてまた文化協会のあらゆる事業の中でいろいろと分割していろいろなグループが育成されておりますけれども、そういった方との話し合いといいたいでしょうか、触れ合いですとかそういうものを生かしながら、ノウハウを生かして、上里町の文化振興のために十分生かされると、そういう面での効果が期待されるということでここ数年お願いしているところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第11号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第12号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第13号 本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議について

議長（伊藤 裕君） 日程第18、町長提出議案第13号 本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第13号 本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

今回の案件につきましては、昨年の夏から、県、児玉郡市との間において一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務に関し協議を重ねた結果、児玉郡内の町が本庄市へ事務委託を行うということで基本的な合意となりました旅券事務の取り扱いについて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく知事の権限移譲及び同法第252条の14の規定に基づく事務委託によりまして、上里町は本庄市へ旅券法及び知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定に基づく事務について別紙のとおり規約を定め、上里町の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務を本庄市に委託することについて協議をいたしましたので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法252条の2第3項の規定によりましてこの案を提案するものでございます。

次に、概要でございますけれども、県からの権限移譲並びに本庄市への事務委託について御説明を申し上げます。

県は、住民に身近な行政はできる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任し、地域の課題をその地域の住民の判断と責任において自主的・主体的に解決できるよう、市町村の理解と協力を得ながら、その規模、能力等に応じた権限移譲の推進に取り組むとされております。

市町村は、人口規模や行政能力に差異があり、それぞれの行政課題も異なっていることから、権限対象事務によって、包括的な権限移譲、全県・地域機関単位の権限移譲、市町村規模に応じた権限移譲という点に配慮いたしまして委譲事務を取り扱っております。

児玉郡市地域においては、前例となる秩父地域と同様な権限移譲形式を提案、本地域もその

ような形式での権限移譲、並びに、各地方公共団体による協議により中心市への移譲事務の委託という形で基本合意に達したところでございます。

経費負担につきましては、原則、県から交付される旅券事務交付金と同額を、委託事務費として委託町が委託市であります本庄市へ支払うこととなります。したがって、各行政手続の一環として今回の提案となったところでございます。

今後は、地方自治法の規定に基づき協議書の取り交わし、告示、知事への届け出を行った後、広報等による周知、実務開始という事務手続の予定となっております。

なお、本庄市による旅券事務の開始は平成23年10月1日からの予定とされております。

以上、本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重に御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

2番山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 今の説明で、全員協議会でもちょっとお話があったんですが、この案件については地方分権といいますか、そういう形になったかと思えます。ちょっとこの規則等を見たときに、基本的には県から交付金が旅券事務交付金として来るということであります。また、不足した場合には委託する甲のところを経費の不足分をやるということであれば、逆に私が思ったのは、上里町でできなかったのかなと。こういう県からの委託事業をまず上里町として受けてできないかどうか、検討を多分したと思うんですが、この地方分権化時代において、上里町も3万人の町なのでそれなりの規模があるということからすれば、美里町とか神川町とはちょっと違った形で、神川町分も含めて上里町がこの交付の手続をできないかなということの一つ思いました。

特に言いたいのは、この交付事務をやることによって上里町の役場に一人でも雇用が生まれれば、町としてもこの委託事務によって、これから地方分権によって来るものに対してそれなりの受け皿になっていくのかなという、そういう印象を持ちましたので、この件について検討経緯を含めて御説明いただければと思います。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 今回の検討経緯でございますけれども、先ほど申し上げまし

たとおり地方分権の一環ということでございますけれども、一番初めに当たっては、実は秩父市周辺でこういった権限移譲を受けて、秩父市が事務委託を受けて秩父地域の方々の旅券が秩父市役所でとれるといったことがまず実例として実際に行われてきたということでございまして、これをぜひモデルとして、ちょうど定住自立圏を検討しておりましたので、秩父市で行われている事例をこの本庄地域の中でできないだろうかというのが一番初めの根本でございます。

ですので、それぞれの市町でこれをやるのはなかなか難しいという中で、定住自立ということでそれぞれの持っているものを補いつつ事務をできればということで、一つのモデルとしてぜひこれを実施していければということで始まったものでございます。ですから、個々の内容をまず自分たちでやれる、やれないという以前に、定住自立圏ということで話を進めていく中で、お互いの持っているものを力を合わせて住民の利便性をいかに向上させるかといったことでこの検討が始まったということでございます。

具体的なお話になってくるわけでございますけれども、今回この旅券事務の交付金ということでございますけれども、現在試算されたものでいきますと、おおむね上里町で年間122万1,000円程度が県から来るであろうと。これは平成21年度の旅券事務等を前提に置いたものですけれども、各市町にそれぞれこういった交付金が入ってくるわけですが、122万1,000円で臨時職員を確保して、なおかつ今の正規職員の中でその事務を担当していくというのはなかなか難しいであろうと。

県のほうで、21年のときの上里町の旅券事務の関係が701件でございます。ですので、701件を122万1,000円の事務交付金の中で一つだけでやるというのは、なかなか効率的には厳しいものがあるだろうと。これを多くのもので寄って、4市町が一緒にやることで、こういう事務処理に専任の職員を置いたりすることで円滑にできるのではないかとということでこの検討をさせていただき、こういった方法で本庄地域の旅券事務については本庄市が窓口になってやるだろうというような検討経緯でございます。

議長（伊藤 裕君） 2番山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 経緯はわかりました。

それで、3月2日に町長の施政方針がありましたときに企業誘致とかいろいろ積極的な話がありましたので、今後は地方分権についてもぜひ積極的に取り組んで、町でできることはぜひやっていただければということをお願いして、終わります。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

6番中島議員。

〔 6 番 中島美晴君発言 〕

6番（中島美晴君） 6番中島です 先ほどの同僚議員と一部重複するかと思いますが、確認も含めて質問をさせていただきますのでお許しいただきたいと思います。

今の説明によりますと、秩父地域の定住自立圏をモデルにされたというふうなお話でありましたが、私は、この本庄、上里というのは平坦で大変に交通もいいですし、山もないですし、山間部の秩父地域と条件が違うというのが一つ感じたことと、上里町はありがたいことに恵まれた交通の利便性のいい場所にあつて、大変立派な庁舎もあるわけですし、先ほどのお話ですと、県から地方へ権限移譲されたということは、とてもこれはチャンスのあるときでありまして、上里町で平成21年に701件で、おりの交付金が122万1,000円ということですがけれども、私が考えるのには、これは本庄市に旅券事務を委託するわけですね。

私は、上里町は上里町だけでやってくれということではなくて、むしろこの恵まれた庁舎も生かし、職員さんも新たに1人雇用して専門の職員さんを置いて、本庄市や美里町、神川町、むしろ上里町が受け入れる場所として委託を受けるというんですか、であるならば上里町の122万1,000円だけではなくて、本庄市や美里町や神川町からも事務委託をされるわけですから、歳入増につながるのではないかなというふうに素朴に思ったので、前回の全協のときにそういうふうなお考えが会議の中で検討されなかったのかどうか。

これ以上職員さんを増やせないというふうな御意見を言われましたけれども、今の仕事以上にプラスしてするということではなくて、専門に1人置けばいいわけですから、スペースもあるわけですから、技術的なことはわかりませんが、勉強不足ですみませんが、素朴に、単純にそう感じたものですから、その辺の検討が歳入増につながるチャンス、先ほどもおっしゃっていましたがけれども、雇用増にもつながるチャンス、むしろ上里町はやればできると、私は上里町はそれだけの力があると思っていますので、本庄市に委託するのではなくて、逆にこの部分に関しては本庄市、美里町、神川町も上里町が受けますよと、そのかわりしっかり交付金も下さいませと、そういうお考えが検討会議の中であつたのかなかったのか、議論があつたのかなかったのかお尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔 総合政策課長 石原秀一君発言 〕

総合政策課長（石原秀一君） 秩父市をモデルと申し上げましたけれども、定住自立圏の考え方といたしまして、中心市という役割を周辺市町がどう協力し合えるかということでございますので、今回のこの検討に当たりましては、まず中心市でどうこの事務について対応できるのかといったところから議論に入っておりますので、中心市のほうでまず受けていただけるということが前提となりまして、詳細なものとしてこの検討を進めたところでございます。

議長（伊藤 裕君） 6番中島議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 御説明ありがとうございました。一部私が理解できなくて大変申しわけございませんでしたが、もう一度確認ですが、中心市の本庄市がやっていただけるということであるならば、今後事務量が増えて、とても今の人数では賄えないので増やした場合に、それに伴う費用をそれぞれ町に負担してほしいというふうな、そういったことが起こらないということによろしいのでしょうか。そういうふうに認識してよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） こちらの規約案でご覧になっていただいたとおりでございます。経費の負担ということで第3条で定めているところでございます。基本的にはこのように経費負担がございまして、2項のところがございますように、まずもっては埼玉県から交付を受ける旅券事務交付金を充てましょうということが大原則として2項に書いてあるところがございます。ただし、3項のところがございますとおり、前項の場合において不足が生じた場合に、不足の額についての支払いを求めることができるということでございます。

なぜこの規定となっているかということでございますけれども、県から来る旅券事務交付金につきましては均等割と人口割ということで来るんですけれども、この中で当然、人口割の中で処理の数が出てまいります。そうすると、旅券申請に関する数字というのは若干変更とかがございますので、それに伴って旅券事務交付金が増減することが想定されます。

そうしますと、本庄市のほうで事務委託を受ける際に、それぞれ人件費等につきましては、少し旅券の関係の処理が減ったからといって人件費をすぐ減らすことができないといったことが想定されます。この際に不足等が生じることもあるであろうというふうに考えているところでございます。もし不足が生じた場合には、甲乙でどう負担をするかということで不足分については協議しながら、負担額について適正な対応をしてみたいというふうに考えております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

1番植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今、同僚の議員さんから同じような質問があったわけですが、私も雇用の関係から見ると、職員がもし不足する場合は職員を増員しなければいけないんですけれども、兼務という形でやっても可能じゃないかなという、そういう考えを持っていました。そうすることで、本庄市に児玉郡の町が事務委託をすれば本庄市でその人員を確保すると思います

が、そこら辺のところは大丈夫だということでもいいんでしょうか、そこら辺の確認をしたいということが1点。

あと、今、経費負担の関係で質問が出て答弁されたわけですが、上里町独自で原則的には申請交付事務をするのが一番いいと思いますが、本庄市と上里町の間における事務委託の規約のところ、先ほど課長から説明がありましたけれども、2項で、上里町は、「埼玉県から交付を受ける旅費事務交付金をもって当該経費の支払いに充てるものとする。」3項で、「経費が不足すると認めるときは、」甲乙というのがありますけれども、本庄市は上里町に対して「当該不足する額の支払いを求めることができる。」とあります。

そこで、甲と乙で協議して決めるということで今説明があったんですけれども、今までこの旅券事務を県がやっています、不足分が出た場合どうするかですけれども、上里町、本庄市で不足分が出た場合にはどんなふうな形で折り合いをつけるのか。そこら辺のところなんですけれども、県が後日、精算金として不足分を当該市町村に交付してくれるのか、上里町、本庄市で協議をして、不足分があった場合には上里町、本庄市で負担するのか、ちょっと確認しておきたいんですけれども。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） まず1点目の人員の確保でございますけれども、これは自治法の規定に基づいての委託でございますので、この委託に関する必要な人員が生じるといった場合には、本庄市のほうで適切な人員配置を行って、事務執行に支障のない態勢がとられるものと考えております。

それから、不足額の関係でございますけれども、第7条に連絡会議といった規定がございます。委託事務の管理、執行に関する連絡調整を図るということで、本庄市とは必要な会議を開きまして、ここで調整をしていきたいということでございます。

また、具体的な支払い方法、例えば不足額についての調整でございますけれども、協議と申し上げましたのは、第9条で協議という規定がございます。「この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。」ということでございますので、この規定を使いまして協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それで、この不足額につきましては本庄市、上里町だけで持つんですかという御質問でございましたけれども、同様の委託事務につきましては美里町、神川町がそれぞれ本庄市とこの委託規約を結ぶということでございますので、本庄市、上里町、美里町、神川町、この4市町で不足分についての負担協議を行うということになるかと考えております。

議長（伊藤 裕君） 1番植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今の説明で負担を協議するというのはわかったんですけども、不足額が出た場合は本庄市、上里町、神川町、美里町で負担をするということなんでしょうか。今まで県のほうでこの旅券の事務をやっていたときには市町村の負担は生まれなかったわけですけども、近くでパスポートがとれるというそのメリットはありますが、不足金は県で持ってもらうというようなことはできないんでしょうか、そこら辺のところをちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 権限移譲事務交付金ということで、現在、地方分権推進交付金という形でいろいろな事務の委譲に関する経費として県から出ているわけでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました均等割とか取扱件数等に応じて出てきているわけございまして、これ以上、例えば費用が実際にかかったとしても、それについての交付金は一律の基準で出てきておりますので、この交付金についての精算措置はございません。ですので、旅券の事務交付金についても、算定したもので数字が交付されるということでございますので、それぞれ事務執行をする市町村に対して不足が出たということで県が精算するといったことはないものと考えております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 本庄市と上里町との間の一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 町長提出議案第14号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第19、町長提出議案第14号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第14号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,287万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条ですが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

第3条ですが、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものです。

第1表、歳入歳出予算補正を説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入では、事業の執行状況による歳入の増減のほか、配当割交付金をはじめとした各種交付金の交付見込み額、交付税につきましては普通交付税の交付額の確定による増額補正、国庫支出金については国の補正予算によるきめ細かな交付金、住民生活に光を注ぐ交付金、安全・安心な学校づくり交付金、社会資本総合整備交付金を補正し、繰越金につきましては前年度繰越金などを予算計上いたしました。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳出でございますが、歳入同様、執行状況による事業費の増減補正のほか、給与費は人事院勧告による期末勤勉手当の減額や、款2の総務費については、財政調整基金に2億2,000万円の積み立てを計上いたしました。款3民生費は、国民健康保険特別会計への繰出金8,988万円を計上しています。

款4 衛生費には、国の平成22年度補正予算によるきめ細かな交付金を活用した保健センター改修工事に1,280万円を計上し、款7 土木費においても、国の補正予算による道路補修工事や上里サービスエリア周辺地区道路整備事業を計上しています。款9 教育費は、国の補正予算による長幡小学校校舎改修工事6,500万円や上里北中学校バックネット等改修工事のほか、住民生活に光を注ぐ交付金で図書館や小・中学校の図書購入費等を計上しています。

国の補正予算によるこれらの事業は、繰越明許費を設定し平成23年度へ予算繰り越しをいたします。

款10 公債費は、借入額の減額や借入条件等による元金と利子の減額補正となっております。

6ページをお願いいたします。

地方債につきましては、新たに長幡小学校校舎改修事業3,300万円を追加し、各事業の執行状況に対応し地方道路改良事業など5,880万円を減額し、限度額を2,580万円引き下げるものがございます。

7ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費でございます。新たに地方自治法第213条第1項の規定によりまして繰越明許費を設定いたします。歳入歳出補正で説明いたしましたように、きめ細かな交付金事業3件や住民生活に光を注ぐ交付金事業2件、国の22年度補正予算による道路新設改良事業と長幡小学校改修事業を設定し、平成23年度への繰越総額を1億9,175万5,000円としております。

以上が一般会計補正予算の提案説明ですが、慎重に審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の詳細な内容説明につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤 裕君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

総合政策課長。

総合政策課長（石原秀一君） それでは、平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての補足説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

要点の御説明でございますけれども、私のほうからの補足説明は以上でございます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番納谷議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5番（納谷克俊君） 歳入でお伺いしたいところが何点かあるんですけども、款12の分担金及び負担金のところと款13の使用料及び手数料のところなんですけれども、説明がちょっと早かったので聞き漏らしたのかもしれませんが、保育所運営費保護者負担金が公立分、法人立分ともに減額補正となっておりますけれども、この減額の理由はどういうことなのでしょう。それから、13のところでは町営住宅使用料現年分、同じく町営住宅使用料滞納繰越分、こちらも減額ということですね。

それから、今度は歳出と歳入の両方に絡んでくるかと思うんですけども、款7の土木費の都市計画費で古新田四ッ谷線の道路整備工事費が8,500万円減額補正ということでございます。これは社会資本整備総合交付金の減額に伴ってということだと思っております。それとあわせて歳入の地方債のほうの減額と、この社会資本整備総合交付金の減額分がこの工事費の減額だと思っておりますけれども、片や同じ社会資本整備総合交付金で、いわゆるサービスエリア周辺地区整備事業の取り付け道路のほうは工事費がついていると。

同じ交付金でもメニューが違うということで、サービスエリア周辺地区整備のほうの交付金はついたけれども、古新田四ッ谷線は減ったという認識でよいのかどうか。また、それは同じ交付金という国の枠の中で、上里町のほうで要望して、同じであればサービスエリア周辺地区のほうを優先してほしいという意図があったのかどうかということです。メニューが違うとはいえ同じ交付金が減っているから古新田四ッ谷線が減っているという説明だと、ちょっと簡単には納得できない部分がございますので、その辺の御説明をいただきたいと思っております。

また、この古新田四ッ谷線に関してなんですけれども、過日、上里東地区区長会の懇親会の席で、関根町長のほうからその工事に触れられて、平成23年度内に工事が終わる旨のごあいさつがあったんですけども、多分そのとき間違えられたのかなと思っております。区長さんのほうから来年にはできるんかいというお話をいただいたので、それは多分間違いだとは思っておりますが、このままいったときの古新田四ッ谷線の開通の見込みをお聞かせいただければと思います。

それから、また戻って、15ページになるんですが、款2の総務費の総務管理費、財産管理費ですか、庁舎管理事業の修繕費のところの123万3,000円の内訳をちょっと聞き漏らしてしまったかと思うので、どのようなところの修繕なのか御説明をお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

先般行われた東小地区の区長さんの懇親会の席でお話し申し上げたのは、私はたしか、今年

は交付金が減ってしまったということで、当初は23年度で終わる予定でしたが24年度まで延びますよと、そういうお話を申し上げたつもりでしたけれども。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 保育費の保護者負担金でございますが、保育費につきましては所得階層により最終的に確定することになってございます。当初予算ではおおよその前年度実績で推計をしているところでございますが、確定に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

それでは、まず公立保育園のほうでございますが、予算額が3,047万4,000円でございますが、見込み額が2,909万円、ちょっと端数がありますが、そのために158万1,000円の減額補正をさせていただくものでございます。民間と申しますか法人立分につきましては、予算額が1億4,080万4,000円でございますが、現在の収入見込みが1億4,200万円、ちょっと端数がございますが、305万円の減額をさせていただくものでございます。

ですから、所得階層の低い方と申しますか、非課税世帯等が結果的には多かったということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） それでは、15ページの修繕料の123万3,000円の内訳について御説明申し上げたいと思います。

町民ホール天井、議場天井に設置してございます火災報知器が故障のため取りかえ修繕ということで、それが75万円でございます。それと、屋上にございます非常用のバッテリーの交換ということで、これが48万3,000円ということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 5ページの使用料及び手数料のところの町営住宅の使用料でございますが、まずは現年度分でございますが、これにつきましては単純に予算より納入見込みが少なくなったということでございまして、現年度分につきましては高額の使用料納入者が5人減りました。主にそういったことによりまして減額になったということでございます。それから、滞納繰越分につきましては、これは当初見込んだより、滞納繰越分でございますので実際には納入が少なくなる見込みということで減額いたしております。

続けて、34ページになりますが、古新田四ッ谷線の減額補正が8,500万円となっております。これにつきましては、当初、全線の補助金申請をいたしておりましたが、約60%の国庫補助の減額になっております。1億3,670万円ほど補助金を見込んでおりましたが、7,756万円になったということで、起債分と合わせまして約8,500万円を減額しております。

それから、リバーサイドロードの関係の質問がございましたが、これにつきましては8,000万円追加補正ということで、リバーサイド分については追加で補正をしております。これの関連があるかということでございますが、リバーサイド分については県のほうから追加補正ということで、意図的に古新田四ッ谷線のほうを減らしてリバーサイドのほうを要望したと、そういう経過はございません。

それから、古新田四ッ谷線の完了時期のことがあったと思いますが、これについては実際には、今の補助金のつき具合によりますと最低でも2年かかると思います。3年後になる可能性もあるということでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 22ページの社会福祉費のところでお尋ねいたします。19の負担金補助及び交付金が減額になっているんですが、最近、障害をお持ちの方たちとちょっとお話をしたんですけども、施設等への補助金が今までは月で決められていたのが日割りになったことによって、利用者がお休みしたときには補助金がカットされるということで、施設側にはとお休みしたからといって職員を削ることはできないということで、非常に運営が厳しいという話を聞いているんですけども、そういう補助金のカットのためにこういう減額になっているんでしょうか、それとも利用者が減ったということなんですか。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 障害者自立支援法が平成18年に制定されまして、制度的に各事業所にお支払いする方式が改められたといえますが、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、月割りから日割りに変更になっております。ですので、以前は1カ月単位で、例えば利用者が10日間でも1カ月分の措置といえますが、委託費が支払われておったんですが、先ほど言いましたように、法律の改正により日割り計算でということで変わっております。

今回の補正の減額については、制度の変更ではございませんでして、利用者の確定に伴うものですので、補正前も補正後も事業者にお支払いする方式には変更はございません。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第14号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立に
より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時55分散会